

## 北九州市とビクターエンタテインメント株式会社との連携協定書

北九州市（以下「甲」という。）と、ビクターエンタテインメント株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲および乙が双方の資源を有効に活用し、緊密に連携することにより、地域課題の解決や地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### （連携協力する事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携して協力するものとする。

- （1）クリエイティブ人材の育成・活動支援に関する連携に関すること
- （2）エンターテインメントを活用したコミュニティの創出に関すること
- （3）その他前条の目的に資する事項で、甲および乙で合意する事項にかかわること

### （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

### （守秘義務）

第5条 甲および乙は、第2条に定める連携協力事項等の検討および実施により知り得た相手方の情報を、相手方の承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲および乙は、本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

### （個人情報）

第6条 甲および乙は、個人情報保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

(協議事項)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年5月 日

甲 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市長

乙 東京都渋谷区東一丁目2番20号 渋谷ファーストタワー  
ビクターエンタテインメント株式会社  
代表取締役社長